

医療法人社団協友会 介護老人保健施設ケアセンター八潮

指定訪問リハビリテーション

指定介護予防訪問リハビリテーション

事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団協友会が開設する介護老人保健施設ケアセンター八潮（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者、地域包括支援センター並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合

的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人社団協友会介護老人保健施設ケアセンター八潮

(2) 所在地 八潮市鶴ヶ曾根 1184-4

(従業者の職種、人員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、人員数及び職務内容は次のとおりとする。

・医師 1人以上

・理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション計画書を作成し、指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日及び祝日とする。

日曜日及び12月31日から翌年1月3日については休日とするが、必要が生じた場合は営業する。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(3) 連絡体制 営業時間中の連絡が可能な体制をとる。

(訪問リハビリテーション事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業内容は、医師の診察に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図るため、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行う。

(利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定（介護予防）訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり50円とする。

3 自己都合によりサービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて次のキャンセル料を請求いたします。

①ご利用の24時間前までのご連絡の場合・・・キャンセル料 不要

②ご利用の24時間前までにご連絡のない場合・・・1提供当たりの総料金の80%の請求

ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は発生致しません。

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、八潮市全域および草加市・三郷市・足立区・葛飾区の一部の地域とする。

八潮市	全域
草加市	青柳町、青柳町1～3丁目、旭町2・4・5丁目、柿木町、北谷町、北谷1～3丁目、金明町、小山1～3丁目、稲荷1～5丁目、栄町1～3丁目、瀬崎1～6丁目、神明1～2丁目、新善町、住吉1・2丁目、草加1～5丁目、高砂1・2丁目、中央1・2丁目、手代町、中根1～3丁目、苗塚町、西町、花栗1丁目、氷川町、弁天1～6丁目、松江1～4丁目、松原1～3丁目、八幡町、吉町1～5丁目
三郷市	上口1・2丁目、栄1・3・5丁目、鷹野3丁目、戸ヶ崎、戸ヶ崎1～4丁目、花和田、番匠免1・2丁目、彦江1・2丁目、彦倉1・2丁目、彦沢1・2丁目、彦野1丁目、谷口、寄巻
足立区	花畑1～8丁目、南花畑1～4丁目、保間木1～5丁目、東保間木1・2丁目、神明1～3丁目、神明南1・2丁目、佐野2丁目、辰沼2丁目、六木1～4丁目
葛飾区	西水元3・4・6丁目、東水元5・6丁目、水元5丁目

（苦情処理）

第9条 指定（介護予防）訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に

迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーション等に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーション等に関する苦情に対して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーション等に関する苦情に対して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市区町村が実施する事業に協力するよう努める。

（緊急時における対応方法）

第10条 従業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業を実施中に、利用者の病状に急変やその他の緊急事項が生じた場合は、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 従業者は、前項について然るべき処置を行った場合は、速やかに主治医、利用者のご家族、管理者及び介護支援専門員報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第11条 事業者は利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、管理者及び介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所は 利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いないとする。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いないとする。

(衛生管理)

第14条 事業所は従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。また事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、またまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事業継続計画の策定等)

第15条 事業所は 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業員の資的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの必要を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団協友会理事長と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

改訂 平成21年3月1日一部改訂
平成25年12月1日一部改訂
平成27年8月1日一部改訂
平成30年8月1日一部改訂
平成30年10月1日一部改訂
平成30年12月1日一部改訂
令和3年8月1日一部改訂
令和6年6月1日一部改訂